

第 50 回 議会改革推進特別委員会

令和 7 年 6 月 10 日 (火)
10 時 00 分 ～ 時 分
全 員 協 議 会 室

- 【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長
三浦委員、村武委員、小川委員、布施委員、佐々木委員、田畑委員
【議長団・委員外議員】
【事務局】 濱見書記、小寺書記
-

議題

- 1 建築物検討委員会について
 - (1) 議長への報告内容確認（第 12 回報告）
- 2 市への要望・提言等に対する対応状況の検証について
 - (1) 素案の確認
- 3 行政視察について
 - (1) 視察先と視察内容の確認
7 月 22 日 (火)
ア 広島県三次市（任期中の議会・議員活動検証方法の構築）
イ 広島県東広島市（一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組）
- 4 その他

議会改革に関する検討結果

第 12 回報告書

令和 7 年 6 月

議会改革推進特別委員会

令和 7 年 6 月 10 日

浜田市議会議長 笹 田 卓 様

議会改革推進特別委員会

委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第 12 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

記

【検討項目】建築物検討委員会について

市が建築物等の取得、更新、廃止を行う際、予算計上前に議会も関わり十分な議論を行うことを目的とした建築物検討委員会については、設置を見送り、議会（市民）の意見を反映させるために、以下のとおり取り組むこととした。

1 常任委員会において市からは適宜報告があるため、まずは所管委員会で十分に質疑を行う。また、必要に応じて全員協議会での報告も求め、全議員で協議する機会を設ける。全議員での協議の場としては、全員協議会における自由討議、政策討論会等が想定され、既存の取組を有効に活用し、十分な議員間協議を重ねる。

2 全議員が以下の視点を持ち、質疑や議員間討議を進める。

- ・ 必要性 市民に需要があるか
- ・ 地域性 地域バランスに配慮しているか
- ・ 妥当性 必ずしも市がやらなければならないか
- ・ 効率性 予算計画は妥当か
- ・ 緊急性 他事業に優先して行わなければならないか
- ・ 地域経済喚起 地域経済への効果が期待できるか
- ・ 発注方式 発注方式は建築物等に適したものか
- ・ 類似施設比較 類似施設と比較し、長所や短所が加味されているか
- ・ 住民意思反映 利便性等の住民意思の反映は十分か など

以上

議会の提案等に係る検証手法

令和 7 年●月

浜田市議会

第1 検証の目的

議会の取組について、その実施状況等を事後的に検証する手法を構築することにより、その実効性を高めること及び社会情勢の変化等に即したものとすることを目的とします。

第2 議会の提案等とは

議会の提案等とは、以下に掲げるものとします。なお、必要に応じて項目の見直しを行います。

- 1 委員会提案条例及び議員提案条例（以下「提案条例等」という。）
- 2 議会または委員会による政策提言等
- 3 議会が採択した請願
- 4 委員会代表質問

第3 提案条例等の検証手法について

1 検証を実施する主体

検証を実施する主体は、検証対象となる条例を所管する各委員会とします。なお、対象となる提案条例等を特に所管すると考えられる特別委員会が既に設置されているときは、その特別委員会を検証の主体とします。

また、所管が複数の常任委員会にまたがるものを検証するときは、連合審査会として議論するものとします。

そして、各常任委員会において行う検証は、基本的に所管事務調査として実施します。

2 検証の対象

(1) これまでに制定した提案条例等について

ア 浜田市議会におけるこれまでの条例制定実績

分類	条例名	制定年月	所管委員会
執行部による執行が前提となる条例	浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例	平成 19 年 9 月	議会運営委員会
	浜田市地産地消推進条例	平成 21 年 3 月	産業建設委員会
	浜田市中小企業・小規模企業振興基本条例	平成 29 年 10 月	産業建設委員会
	浜田市地酒で乾杯条例	平成 29 年 10 月	産業建設委員会

	浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例	令和元年 9 月	福祉環境委員会
議会の内部的事項を定めた条例	浜田市議会政務活動費の交付に関する条例	平成 17 年 10 月	議会運営委員会
	浜田市議会議員政治倫理条例	平成 20 年 6 月	議会運営委員会
	浜田市議会基本条例	平成 23 年 9 月	議会運営委員会
	浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	平成 25 年 9 月	議会運営委員会
	浜田市議会の会期等に関する条例	平成 30 年 12 月	議会運営委員会
	浜田市議会個人情報保護に関する条例	令和 5 年 3 月	議会運営委員会
	浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例	令和 5 年 9 月	議会運営委員会

イ これまでに制定した提案条例等のうち検証の対象とするもの

これまでに制定した提案条例等のうち、「執行部による執行が前提となる条例」については、原則として検証の対象とします。

他方、「議会の内部的事項を定めた条例」については、基本的に議会内部の手続等を定めたものが多く、必要に応じて議会運営委員会で見直しを行い、随時改正を行っているため、原則として検証の対象外としますが、例外として、「浜田市議会議員政治倫理条例」と「浜田市議会基本条例」の 2 本については、市民の意見や社会情勢の変化等を勘案しながら条例の規定について定期的に検証する機会を設けることが望ましいため、特に検証の対象とすることとします。

(参考) 第 1 回目の検証の対象となる条例

検証の対象となる条例	検証主体
浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例	議会運営委員会
浜田市地産地消推進条例	産業建設委員会
浜田市中小企業・小規模企業振興基本条例	産業建設委員会
浜田市地酒で乾杯条例	産業建設委員会
浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例	福祉環境委員会
浜田市議会議員政治倫理条例	議会運営委員会
浜田市議会基本条例	議会運営委員会

(2) 今後新たに制定する提案条例等について

今後新たに制定する「執行部による執行が前提となる条例」については、原則として検証の対象とします。

加えて、今後新たに制定する「議会の内部的事項を定める条例」につ

いては、原則として検証の対象外としますが、例外的に議会運営委員会において承認されたものについては、検証の対象とします。

3 検証の開始時期

(1) 第1回目の検証の開始時期

第1回目の検証は、令和●年度の●月定例会議から実施するものとします。

ただし、提案条例等の検証については、一般選挙を経た任期開始後に速やかに検討することとしています。

(2) 第2回目以降の検証の開始時期

第2回目以降の検証は、4年に一度、議員任期の3年目の12月定例会議から各委員会において、検証対象とした提案条例等を対象として実施するものとします。第1回目の検証と異なり、第2回目以降の検証については議員任期の3年目から開始することとするのは、検証の結果、条例改正等の対応が必要となった場合に当議員任期中に対応を完結することを可能とするためです。ただし、議会基本条例については、前項のとおりです。

なお、検証実施日から1年以内に施行された提案条例等については、議会運営委員会における承認を経て、直近の検証時には検証を実施しないことができるものとします。

4 検証の流れ

(1) 議会における検証

個々の委員（議員）が、提案条例等の実施状況を確認し、必要に応じて執行部からその成果や課題等を情報収集し、委員会においてそれらを集約して検証結果報告書としてまとめることとします。

(2) 執行部に対する検証結果報告書の送付

委員会において検証結果報告書がまとまった後、議会運営委員会における承認を経て、議長から市長に対して検証結果報告書を送付することとします。

(3) 執行部からの書面による回答の受領

検証結果報告書を執行部に交付した後、執行部に対して、書面による回答を求めることとします。

5 検証後の対応

(1) 検証を実施した議員提案条例の一部改正等に係る議案の作成、提出等の主体

検証を実施した提案条例等について、議会側で一部改正等を行う必要

が生じたときは、当該検証を実施した委員会が主体となって議案の作成や提出等を行うこととします。

(2) 運用開始後における検証制度に関する議論の主体

次年度以降、実際に検証を実施した結果、検証制度に修正等の必要が生じることも考えられますが、検証を実施する中で得られた気づきを適宜制度にフィードバックしていくことが重要です。

また、この検証制度の構築時に定めていない課題が生じるなど、今回の検証制度の構築に当たって議論を行っていない事項について改めて協議する必要が生じることも考えられます。

そこで、当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要が生じたときは、議会運営委員会を主体として議論することとします。

第4 議会または委員会による政策提言等の検証手法について

1 浜田市議会が直近 5 年間に実施した提言等の実績

提言等の概要	提言時期	所管委員会
農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策について【中山間地域振興特別委員会】	令和2年9月	産業建設委員会
行財政改革にかかる申入れ【自治区制度等行財政改革推進特別委員会】	令和2年9月	総務文教委員会
子育て支援策に関する要望書	令和3年2月	福祉環境委員会
こどもの可能性を育む幼児教育について	令和3年5月	総務文教委員会
中山間地における安全・安心対策について【中山間地域振興特別委員会】	令和3年5月	産業建設委員会
浜田漁港周辺エリアの活性化に関する提言	令和3年7月	産業建設委員会
行財政改革にかかる申入れ【自治区制度等行財政改革推進特別委員会】	令和3年8月	総務文教委員会
子育て支援策に関する要望書	令和3年9月	福祉環境委員会
多様性社会の推進について	令和4年11月	総務文教委員会
不登校児童生徒への支援について	令和5年9月	総務文教委員会
産業関係における問題・課題解決についての建議書	令和5年10月	産業建設委員会
就労支援を含めた障がい者支援について 重層的支援体制整備事業の取組について	令和5年10月	福祉環境委員会
協働のまちづくりについて【協働のまちづくり推進特別委員会】	令和6年2月	総務文教委員会
持続可能な医療体制の構築と健康寿命の延伸について	令和7年3月	福祉環境委員会

2 提言等の検証手法について

(1) 実施状況等に関する執行部からの報告

議会または委員会が実施した提言等については、毎年度、9月定例会議の開会日までに、その前年度の4月1日から3月31日までの間に実施した提言について、任意の様式により、執行部から提言内容に関する実施状況等の報告を受けることとします。

ただし、報告予定日から近接した時期に提言が実施されたことその他の特段の事情があるときは、議会運営委員会における承認を経て、執行部による報告の時期を変更することができるものとします。

なお、過去に既に実施した提言については、執行部は提言後に議会から実施状況等の検証を受けることを認識しておらず、その予測可能性を欠くこと等に鑑み、いずれも報告の対象外とします。

実施状況等の報告を受ける提言の範囲（期間）のイメージ

…	3月	令和7年度											令和8年度					9月 実施状況報告	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		8月
		報告を受ける提言等の対象期間																	

(2) 議会側の対応

所管の委員会が執行部から提言に係る実施状況の報告を受けたときは、全議員に当該報告を通知します。そして、その後の議会側の対応については、報告の内容に応じて所管の委員会において決定することとします。

なお、各常任委員会において検証を行うときは、基本的に所管事務調査として実施することとします。また、対象となる提言等を特に所管すると考えられる特別委員会が既に設置されているときはその特別委員会を検証の主体とします。所管が複数の常任委員会にまたがるものを検証するときは連合審査会として議論します。

(3) 執行部の実施状況等を確認する旨の文言の提言書における明示

執行部の予測可能性を担保するとともに、議会側において認識を共有するため、今後提言等を実施する際には、提言書の中に、将来、提言内容についての執行部における実施状況等を確認する旨の文言を明示することとします。

(参考) 文例

「なお、本提言については、原則として令和●年 9 月に執行部における実施状況等について報告を求める予定ですので、あらかじめご承知おきください。」

(4) 運用開始後における検証制度に関する議論の主体

当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要があるときは、議会運営委員会を主体として議論することについては、議員提案条例の検証に準じます。

第 5 議会が採択した請願の検証手法について

1 浜田市議会が今期 4 年間で採択した請願

質問項目（大項目）	請願時期	付託委員会	本会議 審議結果
精神保健医療福祉の改善に関する意見書の提出について	令和 4 年 3 月	福祉環境委員会	採択
地方における鉄道政策に関する請願について	令和 4 年 3 月	総務文教委員会	採択
子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願について	令和 4 年 6 月	福祉環境委員会	採択
加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設及び意見書の提出について	令和 4 年 9 月	福祉環境委員会	一部採択
浜田市立原井幼稚園跡地払い下げに関する請願について	令和 5 年 6 月	総務文教委員会	採択
森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する意見書の提出について	令和 5 年 9 月	産業建設委員会	採択
サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、さらに必要な判断材料や分析の検討を求める請願について	令和 6 年 3 月	総務文教委員会	採択
治和町 3-1 町内住民利用の主要道路の整備促進に関する請願について	令和 6 年 6 月	産業建設委員会	採択
学校給食の自然塩（天然塩）使用の請願について	令和 6 年 9 月	総務文教委員会	採択
訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について	令和 6 年 9 月	福祉環境委員会	採択
国に対し、「刑事訴訟法の再審規程（再審法）の改正を求める意見書」の提出について	令和 7 年 3 月	総務文教委員会	採択

2 請願の検証手法について

(1) 実施状況等に関する執行部からの報告

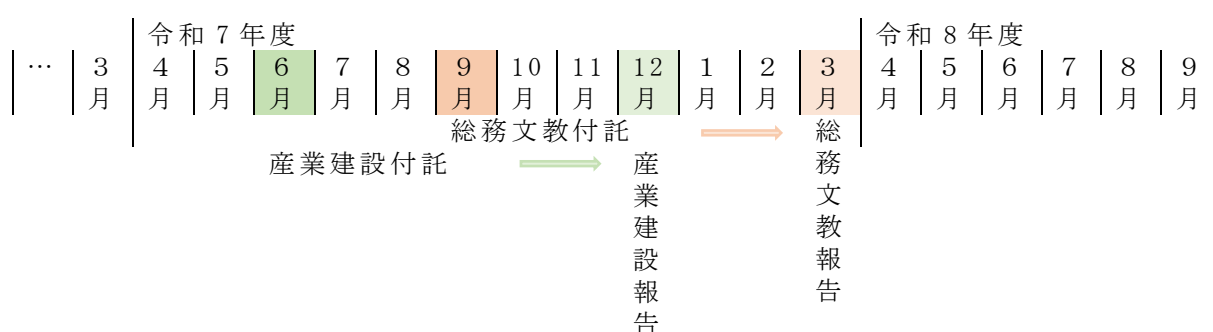
浜田市議会が採択した請願については、請願を付託された常任委員会において、**半年後の定例会議開会日初日の常任委員会開催日に所管事務調査事項として、必要に応じて所管委員会から執行部に対して報告を求める事項を決定します。**

その後、定例会議期間中の常任委員会開催日に執行部から報告を受けることとします。

なお、過去に既に採択した請願については、執行部は議会から実施状況等の検証を受けることを認識しておらず、その予測可能性を欠くこと等に鑑み、いずれも報告の対象外とします。

1

実施状況等の報告を受ける請願の流れ



(2) 議会側の対応

所管の委員会が執行部から請願に係る実施状況の報告を受けたときは、全議員に当該報告を通知します。そして、その後の議会側の対応については、報告の内容に応じて所管の委員会において決定することとします。

(3) 運用開始後における検証制度に関する議論の主体

当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要性が生じたときは、議会運営委員会を主体として議論することについては、議員提案条例の検証に準じます。

第6 委員会代表質問の検証手法について

1 浜田市議会がこれまでに実施した委員会代表質問の実績

質問項目（大項目）	質問時期	委員会
1 障がい者支援について	令和5年3月	福祉環境委員会
1 「道の駅」ゆうひパーク浜田の今後について		産業建設委員会
1 就労支援を含めた障がい者支援について	令和5年6月	福祉環境委員会
1 浜田市の現状と将来を見据えた一次産業のあり方について		産業建設委員会
1 誰ひとり取り残さない支援体制の充実について	令和5年9月	福祉環境委員会
1 ポスト・コロナ時代の支援策について		産業建設委員会
1 市内建設業者及び労働者の現状について 2 災害対応及び除雪対応について 3 市の建設業に関連する予算及び事業について 4 未対応危険箇所について	令和6年12月	産業建設委員会

2 委員会代表質問の検証手法について

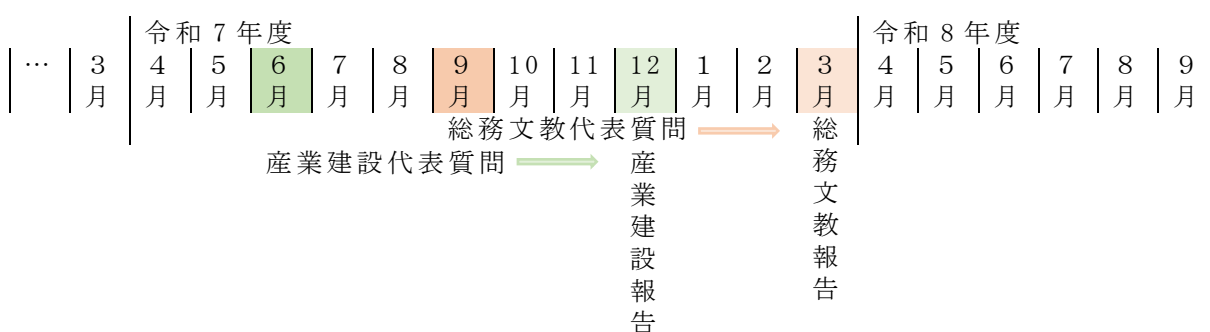
(1) 実施状況等に関する執行部からの報告

常任委員会が実施した委員会代表質問については、実施した定例会議から半年後の定例会議開会日初日の常任委員会開催日に所管事務調査事項として、必要に応じて所管委員会から執行部に対して報告を求める事項を決定します。

その後、定例会議期間中の常任委員会開催日に執行部から報告を受けることとします。

なお、過去に既に実施した委員会代表質問については、執行部は質問後に議会から実施状況等の検証を受けることを認識しておらず、その予測可能性を欠くこと等に鑑み、いずれも報告の対象外とします。

実施状況等の報告を受ける委員会代表質問の流れ



(2) 議会側の対応

所管の委員会が執行部から委員会代表質問に係る実施状況の報告を受けたときは、全議員に当該報告を通知します。そして、その後の議会側の対応については、報告の内容に応じて所管の委員会において決定することとします。

(3) 執行部の実施状況等を確認する旨の文言の質問時における発言

執行部の予測可能性を担保するとともに、議会側において認識を共有するため、今後委員会代表質問を実施する際には、質問の後段に、将来、質問内容についての執行部における実施状況等を確認する旨の文言を発言することとします。

(参考) 文例

「なお、本質問については、令和●年●月に執行部における実施状況等について報告を求める予定ですので、あらかじめご承知おきください。」

(4) 運用開始後における検証制度に関する議論の主体

当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要があるときは、議会運営委員会を主体として議論することについては、議員提案条例の検証に準じます。

議会改革推進特別委員会 行政視察質問事項

ア 広島県三次市 （任期中の議会・議員活動検証方法の構築）

牛尾委員長

- (1) 議会評価シート導入にあたりどのような議員間討議がされたのか。
- (2) 市民評価は、どうであったか。
- (3) 評価結果についての、議員間討議は、されたのか。

西田副委員長

- (1) 議員個人が掲げた公約は数に関係なく議員自らの主観で評価・検証しているのか。
- (2) 個人の自己評価と会派や他議員の評価の違いについて、どのように取りまとめるのか。
- (3) 議会活動に生かすための具体的な取組の絞り込みは行うのか。

佐々木委員

- (1) 検証するに至った経緯、理由。目標とする活動の具体的な内容。評価の書式。

布施委員

- (1) 自己評価の限界があるのではないか
- (2) 市民参加は限定的になりやすいのでは
- (3) 年1回や任期ごとでの評価では対応が遅れるのではないか、形式化や形骸化の懸念は
- (4) 評価が低い場合、評価後の改善策（その後どう改善、追跡、検証）の仕組みは
- (5) 外部評価や第三者視点はどうか

小川委員

- (1) 議会基本条例 20 条の趣旨から議員・議会活動の検証に至った経過及び導入の目的
- (2) 議員活動と議会活動の区分けや議員活動と政治活動（政党活動・後援会活動等）の基準の明確化はどのように行われているか
- (3) 過少評価又は過大評価などに対して客観的評価をどのように数値化されているのか
- (4) 評価結果の市民への公表方法と意義及び市民の反応
- (5) 選挙公約の実現の検証等に対する疑問点
 - ① 議員の優劣、適格性や資質を問うことになりかねず、精神的負担が大きい
いうえ、議員の実績作りが目的化してしまうような傾向はないか

- ② 議員同士や会派間で監視や足の引っ張り合いになり、合意形成や議会力向上の妨げになるようなことはないか
- ③ エリート、エキスパート議員だけの議会が目標となり、議員の個性や多様性が損なわれ多様なニーズに応えられなくなる可能性があり、市民感覚から乖離し住民福祉の向上に反する心配はないか
- (6) 会派制を採らない議会もあるが会派解消の議論はあるのか

イ 広島県東広島市（一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組）

牛尾委員長

- (1) 若手だけの会派で政策立案強化につながるのか。
- (2) ベテラン会派は、若手に対してどう対応されたのか。

西田副委員長

- (1) 議員個々の政策提言を議会決議につなげるまでのプロセスについて。

佐々木委員

- (1) 政策提言に結びつける質問の選定方法。どう選んでいくのか。

布施委員

- (1) 質問の選定の公平性や客観性はどうか
- (2) 政策提言の実効性は保証されないのでは
- (3) 議会事務局に負担をかけるのではないか
- (4) テーマの精度・具体性に差が出るのではないか
- (5) 市民の関与はどうか、限定的ではないか
- (6) 形式化や形骸化の懸念は

小川委員

- (1) 議長の諮問、トップダウンによる実施の印象を受けるが議会にその機運があったということか
- (2) 候補の選定方法を自薦、他薦、アンケートとしたことの理由について
- (3) 複数のテーマを1つに絞る段階での判断の基準として、特に重視あるは留意していることについて
- (4) 必ず1つは定例会ごとに政策提言につなげなければならないということが原則になっているのか
- (5) 「ユニバーサルトイレ」について全会一致とはならなかったとあったが、反対理由はどのようなものか
- (6) 議決前の自由討議はどういう形で保障されているか
- (7) 議決は過半数と思われるが、全会一致の検討はあったのか